

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公開番号】特開2002-235259(P2002-235259A)

【公開日】平成14年8月23日(2002.8.23)

【出願番号】特願2001-27437(P2001-27437)

【国際特許分類】

D 0 3 D 1/02 (2006.01)

B 6 0 R 21/16 (2006.01)

D 0 6 M 13/224 (2006.01)

D 0 6 M 101/34 (2006.01)

【F I】

D 0 3 D 1/02

B 6 0 R 21/16

D 0 6 M 13/224

D 0 6 M 101:34

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月25日(2008.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ポリアミド繊維からなり、基布表面に付与された油分が0.5~5wt%、基布より水抽出した際のpHが6.5~11、基布より溶媒抽出した油分を燃焼処理した残渣を水抽出した際のpHが2~6であることを特徴とするエアバッグ用基布。

【請求項2】 基布から溶媒抽出した油分を、等量の水により乳化させた際の粘度が30Pa·s以上を示すことを特徴とする請求項1記載のエアバッグ用基布。

【請求項3】 基布から溶媒抽出した油分が、等量の水と2相分離することを特徴とする請求項1記載のエアバッグ用基布。

【請求項4】 請求項1、2又は3記載のエアバッグ用基布よりなることを特徴とするエアバッグ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

本発明者らは、上記課題につき鋭意検討した結果、本発明に至った。

すなわち、本発明は下記の通りである。

1. ポリアミド繊維からなり、基布表面に付与された油分が0.5~5wt%、基布より水抽出した際のpHが6.5~11、基布より溶媒抽出した油分を燃焼処理した残渣を水抽出した際のpHが2~6であることを特徴とするエアバッグ用基布。